

(写)

富労発基 0629 第 1 号
令和 2 年 6 月 29 日

富山地方最低賃金審議会
会 長 長尾 治明 殿

富山労働局長
杉 良 太

富山県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和 56 年富山労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。